都市整備局へ寄せられた都民の声(平成30年1月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	28	27	9	208	8	1	281

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、 その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に 対する賛否や批判を含むもの。

苦情:施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てる もの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねる もの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え 等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)都営住宅の転居について

都営住宅に入居したあとに新たに子供が生まれ、世帯員数が増えてしまいました。そのため、現在の住宅が狭くなってしまったのですが、別の都営住宅に転居することは出来ないのでしょうか。

▶(対応)

日頃より、都営住宅の管理運営に御協力いただきありがとうございます。

都営住宅では、法令により、公募で入居者を決定することが定められています。そのため、原則として、現在都営住宅にお住まいの方が別の都営住宅に転居するということは出来ません。

しかしながら、一定の条件に該当する場合に限り、別の都営住宅への転居を認める住宅変更という制度がございます。

世帯員数と比べて、住宅の広さが一定の基準より狭い又は広いときは、この住宅変更が認められる場合があります。

実際に住宅変更できるかといった個別のご相談は、東京都住宅供給公社にて承っておりますので、御連絡下さいます様お願い申し上げます。

東京都住宅供給公社 お客様センター 16.0570-03-0071